

様式第1号（第12 第2項）

令和8年度 流域治水推進事業（広報動画制作および放映）業務公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年5月7日

建設部河川課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 流域治水推進事業（広報動画制作および放映）業務

(2) 業務の目的

「流域治水」の普及を推進するための広報動画の制作および放映を行う。

(3) 業務内容

広報動画の制作および放映

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

1. 制作広報動画の提案

新たに制作する広報動画（30秒）について、コンセプトおよび構成、内容、表現の提案を求める。

2. 広報媒体および方法、時期、期間、回数の提案

新たに制作した広報動画を活用し、最も効果的となる広報媒体および方法、時期、期間、回数
の提案を求める。

(6) 業務の実施場所

県内一円

(7) 履行期間又は履行期限

契約日の翌日から約200日間

(8) 費用の上限額 6,083,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、動画制作業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部河川課計画調査係
電 話 026-235-7310
F A X 026-225-7069
メール kasen@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和8年5月15日（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を行う。以下同じ。】
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに河川課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
 - ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（(6) ①）の3日前までに、書面により

河川課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により河川課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (8) その他の留意事項
- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和8年5月20日 午前10時00分～
- (2) 開催場所 WEB形式（Microsoft teams）
 - ※日程は、変更する場合があります。
 - ※WEB会議への接続方法は参加者へ後日お知らせいたします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和8年5月27日まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 河川課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年5月29日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 添付書類等
 - ・企画提案書（企画書はA4とし、作成様式は任意とします。）
 - ・企画提案書説明資料
 - ・会社概要又はパンフレット
- (3) 企画提案書記載上の留意事項
 - ① 企画提案書は別に定める仕様書(案)の内容を踏まえた上で、以下の内容については必ず記載してください。

1	基本事項	・業務の受託に関する基本的な考え方、進め方 ・業務の実施体制 ・類似、同種業務の実績 ・業務に要する経費
2	広報動画の制作	・広報動画のコンセプト

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報動画の構成および内容、表現 ・ 流域治水を「自分事」として捉え、主体的な行動を促すための表現上の工夫 ・ 期待される効果
3	広報媒体および方法、時期、期間、回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体の選定（テレビ放送、WEB広告、映画館放映含む） ・ 広報計画（広報方法、時期（台風の接近が多い9月～10月頃を含む）、期間、回数） ・ 広報ターゲットの設定（想定する視聴者層、視聴者数）
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案の独自性や事業効果を高めるための工夫等

② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合はその旨記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年6月3日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 10部

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに河川課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
業務の内容	提案内容が業務目的を理解し、発注仕様書の内容を満たした提案となっているか	5
	広報動画の内容は流域治水を自分事と捉え、主体的な行動を促すものとなっているか	20
	広報動画の構成や内容について具体的なイメージが示され、提案内容どおりの制作が実現可能と判断できるか	15
	広報動画の内容、構成、表現は、年齢や知識等に関わらず、広く一般県民に対して理解できるものとなっているか	15
	提案された媒体は、広報効果を高めるための適切な媒体選定・組み合わせとなっており、媒体選定の考え方が整理されているか	10

	各媒体における広報時期、期間、回数の設定が、広報効果を最大化する計画となっているか	10
	想定される視聴者層、視聴者数が整理され、特定の層に偏らず、幅広い県民をターゲットとした広報計画となっているか	10
業務の実施体制	業務を円滑かつ確実に実施するための人員体制や進行管理体制が明確に示されているか	5
業務の実績	同種・類似の業務で過去に優れた実績があるか	5
業務に要する経費及びその内訳	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられ、県予算の範囲内にあるか	5
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が企画提案評価会議構成員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

日時：令和8年6月5日（時間については参加者へ個別に連絡します）

会場：長野合同庁舎 南庁舎601号会議室

所要時間：プレゼンテーション15分、構成員による質疑10分

※日程および会場は、変更する場合があります。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により河川課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により河川課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、河川課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により河川課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により長野県知事に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、河川課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部河川課計画調査係
電 話 026-235-7310
F A X 026-225-7069
メール kasen@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。